河 長 監 第 ５ － ５ 号

令和２年１０月２９日

河内長野市長　島田　智明　様

河内長野市監査委員

村治　規行

奥村　　亮

監 査 結 果 報 告

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第１　監査対象

環境経済部

第２　監査対象期間

令和元年度

第３　監査実施期間

（１）書類監査 令和２年４月２７日（月）から令和２年９月２３日（水）まで

（２）委員監査 令和２年１０月２７日（火）

第４　監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第５　監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

第６　監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

＜農林課＞

１　委託業務について

農林課は、多数の委託業務を実施していましたが、次の点が見受けられました。

(1) 業務年間計画表の提出がされていないもの、仕様書に規定する業務日と実際の業務日が相違するもの、従事者数が相違するものがありました。

(2) 仕様書に記載する警備計画書がないもの、復命書がないものがありました。

(3) 主任技術者の届出の根拠が相違するもの、仕様書に記載する作

業打合せ記録簿がないものがありました。

また、委託業務として行われるイベントにおいて、別途委託先事業者が行う材料販売やカフェでのコーヒー販売の委託事業者の収入が、委託業務の実績として報告されることによって、本来市の収入ではないにも関わらず、市の収入であるものを委託先事業者が収入したかのような誤解を招く恐れがありました。

農林課は、適切な契約事務を執行する必要があります。

＜産業観光課＞

２　文書事務について

産業観光課の文書事務について、次の点が見受けられました。

(1) 物品購入見積書が支出負担行為伝票に編冊されているもの、文書として綴じられていないものがいくつかありました。

(2) 決裁文書に添付されている施行文書に鉛筆等で手直しされたもの（漢字の修正等）、見積書の日付けが不適切なものが保存されていました。

(3) 適切な簿冊に編冊されていないものがありました。

(4) 覚書が、適切な時期に文書できちんと締結されていないものがありました。

産業観光課は、適切な文書管理を行う必要があります。

＜環境政策課＞

３　団体事業について

環境政策課は、生活排水対策実践活動事業及び自然環境保護事業を団体へ委託していましたが、次の点が見受けられました。

(1) 市の委託事業として団体が事業を実施していましたが、対外的には、市と団体の共催事業として、実施していました。団体に委託した事業は市が、団体に市が補助した事業は団体が実施主体となります。現在は、事業全般を委託事業としているため、市主催の事業を団体が受託者として実施しているにすぎず、市と団体が共催しているとはいえません。環境政策課は、事業の一部を委託事業にする方法や、委託事業ではなく物品や場所の提供を行う方法等を検討する必要があります。

(2) 環境政策課が団体の部会の総会に場所を提供していました。団体の総会は、団体を維持するためのものであり、団体の経費で行われるべきものです。

＜クリーンセンター環境事業推進課（環境政策課）＞

４　河内長野市立日野コミュニティセンターの指定管理について

クリーンセンター環境事業推進課（現担当：環境政策課。以下「担当課」という。）は、日野コミュニティセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を河内長野市立日野コミュニティセンター（以下「日野センター」という。）の指定管理者として指定し、管理を行わせていました。この日野センターについて、次の点が見受けられました。

(1) 委員会から提出された事業計画書は、主に自主事業の年間事業計画が記載されていました。また、管理運営委員会の総会や役員会を指定管理業務として記載していました。担当課は、施設の管理を主とした事業計画書の提出を求める必要がありました。

(2) 日野センター管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）

第６条第３項後段の規定では､｢施設の管理業務に要した経費が既に支払いを受けている委託料の額を下回るときは、その差額を返還」するという内容が規定されていましたが、平成３１年度日野センターの管理運営業務委託料に関する覚書第３条の規定では、「施設清掃業務及び夜間施設管理業務内容概要書に定める業務を完了することにより､・・委託料の全額を同業務の経費に要したものとする」と規定していました。実績報告をみると、施設清掃業務及び夜間施設管理業務は、委員会から委員会に委託事業を発注し、実施したことになっていました。協定書と覚書の内容が相違しているため、整合を図る必要があります。また、委員会が当該業務を発注し、受注することは、適切ではありません。

(3) 委員会の経理規定がありませんでした。担当課は、指定管理の仕様として経理規定の策定を求めているのであれば、委員会に作成を求める必要があります。

５　日野センターの使用料徴収の取扱いについて

日野センターには、センター長が置かれ、使用料の徴収業務等を行わせていました。この使用料の徴収について、次の点が見受けられました

(1) センター長が分任出納員と現金取扱員の役割を一人で行っていました。現金の出納事務は、複数の職員による確認が必要です。

(2) 現金出納簿に釣銭の記載が見受けられませんでした。釣銭の記載の仕方は、３月末で一旦返還し、新年度４月に新たに資金前渡されていることが分かるように記載する必要がありました。

＜環境衛生課＞

6　多量排出事業者に係る事務について

環境衛生課は、多量排出事業者で希望する者について、三ケ月のごみ袋の排出数をカウントし、一ケ月平均の袋数を算定していました。その一ケ月平均の袋数に基づき、環境衛生課は、一般廃棄物処理手数料を当該者に徴収していました。環境衛生課は、河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。)に規定されていない方法で一般廃棄物処理手数料を徴収しています。月額定額制度は、合理的な面がありますが、手数料の徴収は条例に基づいて行う必要があります。

また、多量排出事業者に課せられている事業系一般廃棄物の減量化・資源化計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出が行われていない事例が複数ありました。環境衛生課は、条例及び条例施行規則に基づき、多量排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の減量化・資源化計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を行うよう指導する必要があります。

7　河内長野市衛生処理場に係る事務について

河内長野市衛生処理場（以下「処理場」という。）の管理に係る事務処理について、次の点が見受けられました。

(1) 廃棄物処理施設技術管理者の承認や修繕業務の作業報告書の承認等が口頭で行われていました。

(2) 衛生処理場施設管理業務の除草や定期清掃等の業務が再委託されていましたが、再委託の協議の書面等がありませんでした。

(3) 環境衛生課は、処理場施設に係る修繕業務を多数実施していましたが、仕様書で求めている業務完了届の提出をほぼすべて受けていませんでした。

(4) 法定資格者の配置を求めている業務等がありましたが、その資格の確認が不十分なものがありました。

(5) 業務の完了届が行方不明なもの、業務計画書の提出を仕様書で義務付けているにもかかわらず、その提出がないもの、業務工程表のみ提出されているもの、業務実施報告書の提出を仕様書で義務付けているにもかかわらず、写真のみ提出されているもの等がありました。

環境衛生課は、仕様書と現実の事務のかい離を解消する必要があります。

８　し尿汲取手数料の減免について

環境衛生課は、生活保護法に基づき生活扶助を受けている者に対して、し尿汲取手数料の減免を行っていました。生活保護法の生活扶助では、生活に係る扶助がされていると考えますが、下水道使用料は減免がなく、し尿汲取手数料は減免しているという状況です。

環境衛生課は、特に合理的な理由がない場合は、これらの整合性を図る必要があります。